

高知県史編さん基本方針

令和3年10月20日決定

第1 趣旨

この基本方針は、高知県史の編さん及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

- 1 本県の歴史的な変遷を明らかにする。
- 2 県民の歩んできた歴史への理解を深め、郷土への愛着を育む。
- 3 本県の歴史資料を悉皆的に調査し、県民共有の財産として後世に伝える。
- 4 本県の学術及び文化の振興に寄与する。
- 5 本県の歴史研究を担う人材を育成する。

第3 方針

- 1 本県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、地域の特色を示す。
- 2 県民の暮らしの歩みに着目し、それに立脚した叙述を心がける。
- 3 本編については、できる限り平易な表現で記述し、写真、挿図、統計資料等を多く掲載するなど、広く県民に親しまれるものとする。
- 4 資料編については、本県の特徴的な資料を重点的に収録するとともに、できるだけ地域に偏らない資料の収録を心がける。
- 5 県民の幅広い協力のもと、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能になるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力のもと保存に向けた働きかけを推進し、県民共有の文化資産の保全に努める。
- 6 学術的な調査・研究の成果を広く取り入れ、高い水準をもつ県史を編さんし、本県の文化と教育の発展に積極的に活用する。
- 7 市町村及び関係諸機関と密接な連携を保ち、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。

第4 構成

県史の編さんは、旧石器時代から平成時代までの、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の各分野を対象とし、本編及び資料編並びに別編その他で構成する。

第5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和3年度から令和22年度までの20年間を目途とする。

第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第7 監修

県史の編さんの統括的な指揮・監督を行うため、監修者を置く。

第8 組織

県史の編さんに当たり、高知県史編さん委員会、高知県史編さん編集委員会、高知県史編さん専門部会及び高知県史編さん事務局を置く。

- 1 高知県史編さん委員会は、知事を委員長、監修者を副委員長として、関係団体の代表者及び各専門部会の部会長で構成され、県史の編さんに関する重要事項を審議する。
- 2 高知県史編さん編集委員会は、監修者及び各専門部会の正副部会長で構成され、県史の編さんに関する企画及び各専門部会間の調整を行う。
- 3 高知県史編さん専門部会は、知事から委嘱された専門的知識を有する学識者で構成され、各分野において、県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。
- 4 高知県史編さん専門部会の構成は、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の8部会を基本とし、その他の専門部会が必要となった場合は、高知県史編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で設置することができるものとする。
- 5 各専門部会の部会員だけでは対応できない専門領域の調査を担う「特別調査委員」並びに各専門部会の調査結果を基に県史の執筆を担う「執筆委員」を必要とする場合は、高知県史編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で適宜必要な委員を委嘱することができるものとする。
- 6 庁内に高知県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料調査、執筆・校正の補助、事業全般の庶務等を行う。

第9 普及

県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。

- 1 ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、事業の成果や進捗状況を広く県民に周知する。
- 2 講演会やワークショップの実施など、関係諸機関と連携しながら、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。

第10 委任

この基本方針に定めるもののほか、県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。